

第4回第2ワーキンググループ会合 議事概要

1 日 時 令和4年8月30日（火）10:00～12:08

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委 員】

菅 幹雄（座長）、伊藤 恵子、川崎 茂、櫛 浩一、松村 圭一

【臨時委員】

小西 葉子

【審議協力者】

総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、日本銀行、千葉県、愛知県

【事務局】

（総務省）

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）：稻垣統計企画管理官、山形参事官、川原企画官

4 議 事

（1）経済統計の改善に向けた基盤整備

・事業所母集団データベースの整備・利活用について

（2）経済構造を把握する統計の整備・改善

・経済構造統計の体系的整備について

（3）その他

5 議事概要

各議題の概要は、以下のとおり。

（1）経済統計の改善に向けた基盤整備

事務局及び総務省から、資料1-1、1-2に基づき、経済統計の改善に向けた基盤整備について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）については、修正等を検討することとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）に「経済センサス - 基礎調査の見直しを含めて」との記載があるが、具体的に何を見直すのか。

→ 令和元年の経済センサス - 基礎調査では、全ての事業所・企業を対象としていたが、報告者負担軽減の観点もあり、存続事業所については調査員が外観から活動状

況を確認するのみであり、これら事業所については基本的事項の更新ができなかった。

令和6年調査では、雇用者のいない個人経営の事業所を除き、(事業所母集団データベース（以下「母集団DB」という。）に収録されている)全ての事業所・企業を対象に、郵送又はオンラインで調査をすることを検討している。

なお、基礎調査を行わない年は、現在、新設・廃業の確認等を行っている統計法第27条に基づく照会業務について、対象範囲を拡充することにより、複数事業所企業に係る基本的事項を更新することについて検討している。

- ・ 「個人経営の事業所（雇用者なし）」は把握しづらいが納税に関する申告や所得情報を活用できないか。
- 「個人経営の事業所（雇用者なし）」は5年に1度の経済センサス・活動調査では対象となっており、それにより、母集団DBを更新する予定であるが、リソースの限界もあり、毎年行うというのは厳しいのが実態である。
- ・ 将来的には税務情報を使用できるように次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）に記載するか、どこかで検討いただけないか。
- ・ 「個人経営の事業所（雇用者なし）」については、現在、母集団DBの整備に活用している労働保険情報や商業法人登記簿情報といった行政記録情報では把握できないといった課題もあり、どこまでリソースを使って事業所情報の更新を行うのかといった問題があるのではないか。これらごく小規模の個人事業主を事業所側の統計調査で把握することは困難であり、状況の変化も早いので、母集団DBの枠組みの中で把握する優先度は低いのではないか。世帯側の統計調査で把握するといった考え方もあるのではないか。
- ・ 現在も行政記録情報を活用していることであるが、まだ利用拡大の可能性があるだろう。行政記録情報の利用という文言が案ではどこにも記載がない。どこかに記載できないか。
- 基本計画は、本文と別表の2部構成となっている。まだ本文をお示しできていないが、本文の中で、将来的な取組を記載できるか検討させていただきたい。
- ・ 整理メモでは、「法人企業統計調査の母集団名簿と母集団DBの企業数等のかい離についての取組は終了。」とあるが、今後、更なる改善に向けた予定はないのか。
- カい離については今回の取組でかなり縮小したところ。今後も母集団DBについては商業・法人登記簿情報等を用いて、新たに設立された法人は追加し、廃業の確認も毎年作業しているところ。商業・法人登記簿情報、労働保険情報といった行政記録情報で確認できた分については毎年アップデートを行い、かい離が生じることがないようにしていきたい。
- ・ 資料1-1のP10の令和5年以降の母集団DBの更新イメージにある売上高9割、8割とあるが、どのように考えたらよいか。従業者数を裾切りの情報に使っているのか。

→ 8割と9割で考え方方が異なっている。まず8割の方だが、これは母集団D Bの更新情報となる経済構造実態調査の設計によるもの。当該調査では調査対象範囲の設計の考え方として、産業別で企業の売上げを上から並べ累積で全体の8割となるところまで調査対象としており、まさに金額として8割になるようにしている。次に9割の方だが、こちらは結果的に9割を達成するというものである。すなわち、現時点で検討している母集団D Bの追加更新の案は、8割の経済構造実態調査にあわせ、さらに支所を持つ複数事業所企業を毎年更新するというところだが、これを金額で見てみると、全体の9割が把握可能となるというものである。なお、いずれにしても、従業者の基準は用いていないところ。

- ・ 法人企業統計調査の母集団名簿とのかい離の改善については、論文又は報告書などでしっかりと文書化し、見える形で残していただきたい。

→ どのような形にするか、検討していただきたい。

- ・ プロファイリングという言葉は、一般的に犯罪捜査などを想起させるものであることから、統計関係の用語としては使用しない方がいい。また、プロファイリングの業務内容自体が、統計法令上、分かりやすい形で整備されていないため、次回の法改正の際など適切な機会に対応の要否などについて検討していただきたい。

→ 通称としてプロファイリングという呼称を用いてきたが、公式には「企業調査支援事業」等の名称も用いており、プロファイリングの使用はできるだけ避けるようにしたい。法改正については、総務省政策統括官室と相談させていただきたい。

- ・ 母集団D Bを整備する上で、プロファイリングは重要な活動であると理解しているが、昨年、経団連の会員企業に対して行ったアンケートでは、プロファイリングの認知度は全体の50%弱程度、このうち使っている企業はさらにその半分と、周知が進んでいない。また、マンパワーの問題もあるが、プロファイリングは中小企業に対しても実施が必要なのではないか。精度とか回収率向上のためにも簡易なプロファイリングの在り方を含め、向こう5年間で整理していくことも重要ではないか。

→ プロファイリングは、令和元年度から始めた事業であり、浸透の途上であると考えているが、今後も引き続きPRしていただきたい。プロファイリングの対象拡大についても検討していただきたい。

→ プロファイリング活動、すなわち企業調査支援事業の認知度について補足する。当該事業を活用して実施された経済構造実態調査だが、対象企業の9割以上がこの事業を通して調査に回答してくださっていたところ。経団連実施のアンケートに答えた担当者と実際にプロファイリングを利用している担当者が違うことや、当該事業とは知らずにご活用されていることも考えられるところ。いずれにしても、総務省としても非常に良い取組であると考えており、(独)統計センターとも連携して、企業全体に浸透するようPRしていただきたい。

(2) 経済構造を把握する統計の整備・改善

事務局及び総務省から、資料2-1～2-3に基づき、経済構造を把握する統計の整備・改善について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）については、了承された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）に「調査事項の見直し」との記述があるが、調査事項の改廃も含まれているのか。
 - 調査事項の見直しについての具体的な課題は「支払利息等」の取扱いのみであり、SUT体系の検討の進展により、新たな課題が出てくる可能性がある。
 - 社会経済状況を踏まえた調査事項の変更が必要な反面、調査事項の変更に伴い、しばらく時系列分析ができなくなる面もあり、慎重に検討した方がいいという認識を持っている。
- ・ プロファイリングは、報告者の回答支援に役立っているのではないか。他の統計調査についても、プロファイリングとまではいかなくとも1つのポータルサイトから様々な調査について回答できるようにするなど、デジタルを活用して報告者が回答しやすい仕組みについて検討するべきではないか。
 - デジタルを活用した報告者が回答しやすい仕組みといった点については総務省としてもしっかり対応しなければならないと考えているところ。第4WG（共通基盤）においてこうした審議テーマがあると認識しており、そういう場で現時点の総務省の取組について説明させていただければと思う。
 - ・ 中小企業にもプロファイリングのような仕組みがあると統計精度や回収率の向上に寄与するため、第4WG（共通基盤）にも問題意識を伝えていただきたい。
 - ・ 新たな統計調査の整備の際には、ビックデータや行政記録情報の活用、既存のデータの整備状況や回答可能性を踏まえた検討をお願いしたい。
 - ・ 資料2-3のP23にある重複是正措置における調査対象企業の年間の調査の上限値の考え方はどうのようになっていたか。
 - 企業・事業所が年間に調査対象となる回数を分析する等、実績をベースに上限値を設定したと承知している。なお、資本金規模が小さいほど上限値は低く、大きいほど高くなっている。
 - ・ 複数の調査を1つにしたり、複数の調査から一つの統計を作成したりすれば、調査対象となる回数が減り企業負担の軽減になるのではないか。このような検討はしているのか。
 - 審査実務においては、調査相互に必要以上に重複しないよう配慮はしているが、具体的な調査統合の動きについては把握していない。
 - 経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の3調査については、調査時点を同日とし、共通記入事項の重複回答を是正している。同時実施については、今後も積極的に進めていきたい。

- ・ 資料2－2のP2は経済構造統計の体系的整備に関する変遷が非常に分かりやすい。総務省政策統括官のHPで基幹統計の一覧があるが、経済構造統計は複雑であり、これまでの変遷については過去の委員会資料を見ないと分からない。現在の統計の仕組みや過去の変遷などの情報は統計利用者にとっても重要なものであるので、それらが分かる解説資料の掲載を希望する。総務省統計局、経済産業省においても、この資料をベースに、経済構造統計の体系的整備の変遷について、積極的に情報発信していただきたい。

(3) その他

事務局から、資料3に基づき、第1WGにおいて審議された事項のうち、第2WGで審議すべきとされた事項（IIPの公表早期化の可否について）について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）の修正案については、了承された。

主な発言は以下のとおり

- ・ 公表日の遅れの原因として、公表時の資料や分析を充実したこともあると聞いている。結果数値だけなら今よりも早期に公表でき、分析は公表後でいいのではないかという第1WGでの指摘と認識しており、公表の早期化について検討の余地があるのでないか。
- 公表する側としては、数値が形式的に出来上がっただけでは利用者に説明ができないので、審査も兼ねて、一定の分析を行うことが一般的と思われるが、御指摘の点は記録に残したい。

次回の会合は9月12日（月）に開催予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>